

役員報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人京都府農業総合支援センター（以下「この法人」という。）の定款第29条の規定により、役員報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 非常勤役員が次の各号に掲げる業務に従事したときは、日額報酬として1万円を支給する。ただし、非常勤役員が公務員である場合は支給しないものとする。

- (1) 理事会に出席したとき
 - (2) 監事会に出席したとき
 - (3) その他、この法人の運営に関わる重要な会議等に出席したとき
- 2 理事長以外の常勤役員は無報酬とする。ただし、職員給与を支給することは差し支えない。
- 3 理事長には報酬を支給することができる。ただし、その額は、年額720万円以内とし、理事会において決定する。

(退職手当の非支給)

第4条 役員に退職手当は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬は日本国通貨で本人に支給する。

- 2 役員等が本人名義の金融機関口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用弁償)

第6条 役員がこの法人の用務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 常勤役員には、通勤手当を支給することができる。ただし、通勤手当の支給については公益社団法人京都府農業総合支援センター給与規程の定めるところによる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人京都府農業総合支援センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月23日から施行する。